

令和2年度答申第92号
令和3年3月24日

諮問番号 令和2年度諮問第111号（令和3年3月3日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 実用新案登録出願手続等却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）5条1項の規定に基づく実用新案登録出願（実願a。以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、指定された期間内に手続の補正をしなかったとして、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が同法2条の3の規定に基づき、本件出願に係る手続補正書を却下する処分（以下「本件手続却下処分」という。）及び本件出願を却下する処分（以下「本件出願却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）実用新案登録出願に係る手数料及び登録料の納付

ア 実用新案法54条2項及び別表1並びに特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）2条2項表1は、実用新案登録出願をする者は、1件につき14,000円の手数料を納付しなければならないと規定している。

イ 実用新案法31条1項は、実用新案権の設定の登録を受ける者は、第1年分から第3年分の各年分の登録料として、毎年2,100円に1請求項につき100円を加えた額を納付しなければならないと規定し、同法32条1項は、上記実用新案権の設定の登録を受ける者は、第1年から第3年までの各年分の登録料を実用新案登録出願と同時に一時に納付しなければならないと規定している。

そして、実用新案法32条の2は、特許庁長官は、同法31条1項の規定による第1年から第3年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる」と規定している。

ウ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）14条1項は、実用新案法31条1項所定の登録料、同法54条2項所定の手数料を納付しようとする者は、あらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該登録料又は手数料の見込額を予納することができる」と規定している。

エ 特例法15条1項は、特許庁長官は、同法14条1項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が、上記ウの登録料又は手数料の納付に際し経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該登録料又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該登録料又は手数料の納付に充てると規定している。

(2) 手続の補正

ア 実用新案法2条の2第4項は、特許庁長官は、手続について同法32条1項所定の納付すべき登録料を納付しないとき（同法2条の2第4項3号）及び同法54条2項所定の納付すべき手数料を納付しないとき（同法2条の2第4項4号）は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる」と規定している。

イ 実用新案法6条の2は、特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき（同条1号）及び実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき（同条4号）は、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずること

ができる」と規定している。

ウ 実用新案法2条の3は、特許庁長官は、上記ア又はイの規定により手続の補正をすべきことを命じた者がそれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和元年9月1日、本件出願をし、納付すべき登録料及び手数料について予納した見込額からの納付の申出をした。

(実用新案登録出願)

(2) 処分庁は、令和元年10月7日付けの手続補正指令書（以下「本件手続補正指令書1」という。）で、審査請求人に対し、本件出願については、①審査請求人が予納した見込額が不足しており、実用新案法54条2項の規定により納付すべき手数料（以下「本件手数料」という。）及び同法32条1項の規定により納付すべき登録料（以下「本件登録料」という。）の金額を審査請求人の予納台帳から控除して納付に充てることができず、本件手数料及び本件登録料の納付がないこと、②本件出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないこと、③願書に添付した実用新案登録請求の範囲の記載が著しく不明確であることを理由として、①の不備については同法2条の2第4項3号及び4号の規定により、②の不備については同法6条の2第1号の規定により、③の不備については同条4号の規定により、それぞれ補正をすべきことを命じ、その補正期間として本件手続補正指令書1の発送の日から60日の期間を指定して本件手続補正指令書1を同年11月5日に発送した。なお、本件手続補正指令書1では、上記指定した期間内に補正がなされない場合は、本件出願を却下することになる旨も指摘されていた。

(手続補正指令書（令和元年10月7日付け）)

(3) 審査請求人は、令和元年11月22日、処分庁に対し、手続補正書（以下「本件手続補正書」という。）を提出した。

(手続補正書)

(4) 処分庁は、令和元年12月23日付けの手続補正指令書（以下「本件手続補正指令書2」という。）で、本件手続補正書に係る手続について、審査請求人に対し、本件出願には④本件手数料及び本件登録料の納付がないこと並びに⑤本件出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないことの不備が認められるから、④の不備については同法2条の2第4項3号

及び4号の規定により、⑤の不備については同法6条の2第1号の規定により、それぞれ補正をすべきことを命じ、その補正期間として本件手続補正指令書2の発送の日から60日の期間を指定して本件手続補正指令書2を令和2年1月21日に発送した。なお、本件手続補正指令書2では、上記指定した期間内に補正がなされない場合は、本件手続補正書を却下することになる旨も指摘されていた。

(手続補正指令書(令和元年12月23日付け))

- (5) 審査請求人は、令和2年2月3日、処分庁に対し、実用新案法32条の2の規定に基づき、審査請求人の令和元年度市民税・府民税証明書を添付した本件出願に係る実用新案登録料減免申請書を提出し、処分庁は、同年6月19日付け(同年7月14日発送)で、審査請求人に対し、本件登録料を免除する旨の通知をした。

(実用新案登録料減免申請書、令和元年度市民税・府民税証明書、通知書)

- (6) 処分庁は、令和2年8月11日、審査請求人が本件手続補正指令書2で指定された期間内に手続の補正をしなかったとして本件手続却下処分を發出するとともに、本件手続補正指令書1についても指定した期間内に手続の補正をしなかったとして本件出願却下処分を發出した。

(手続却下の処分、出願却下の処分)

- (7) 審査請求人は、令和2年9月23日、審査庁に対し、本件手続却下処分及び本件出願却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和3年3月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件手続補正指令書2を受け取っていない。配達過程における本件手続補正指令書2の窃盗や盗難、配達証明書のねつ造の可能性があるので、本件手続却下処分及び本件出願却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書と同じ理由により、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

処分庁は、本件手続補正書によってもなお本件手数料及び本件登録料が納付されていないこと並びに本件出願に係る考案が、物品の形状、構造又は組合せに係

るものでないことを理由として、本件手続補正指令書2により更なる手続の補正を審査請求人に命じ、その後、処分庁は本件登録料を免除したものの、その他の点については、審査請求人が本件手続補正指令書2で指定された期間内に補正をしなかったことが認められるから、本件手続却下処分は適法である。

また、処分庁は、審査請求人が本件手数料及び本件登録料を納付していないこと及び本件出願が実用新案法6条の2第1号及び4号に該当することを理由として、本件手続補正指令書1により手続の補正を審査請求人に命じたが、審査請求人が本件手続補正指令書1で指定された期間内に補正をしなかった（ただし、上記のとおり本件登録料は免除された。）ことが認められるから本件出願却下処分は適法である。なお、審査請求人は、本件手続補正指令書2を受け取っていないと主張するが、同指令書は、令和2年10月28日付け弁明書によれば、郵便物等配達証明書等により審査請求人に配達されたことが証明されている。

その他、一件記録を精査しても、本件手続却下処分及び本件出願却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年3月3日、審査庁から諮問を受け、同月18日及び同月24日の計2回（P）、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和3年3月19日、主張書面（以下「本件主張書面」という。）の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件手続却下処分及び本件出願却下処分の適法性及び妥当性について

本件において、一件記録によれば上記事案の経緯（第1の2）記載の事実が認められ、同認定事実によれば、本件手続却下処分及び本件出願却下処分は、所定の法令の定めにしたがって行われており、適法であって不当な点はない。すなわち、本件手続補正書については、本件手続補正書によってもなお本件出願に要する本件手数料及び本件登録料が納付されておらず、本件出願に係る考案に不備が認められるから、処分庁は、本件手続補正指令書2により、これらについて補正すべきことを審査請求人に命じ、その後、本件登録料については所定の法令に基づき免除されたものの、審査請求人が本件手続補正指令書2で指定された期間内に補正をした事実を確認することができないから、実用新案法2条の3に基づき本件手続却下処分をしたものである。また、本件出願に係

る手続についても、本件手続補正指令書1により、本件手数料及び本件登録料を納付すべきこと並びに本件出願に係る考案及び実用新案登録請求の範囲に関する不備を補正すべきことを命じたものの、本件手続補正指令書1で指定された期間内に必要な補正がなされなかったことから、同条に基づき本件出願却下処分をしたものであって、いずれも適法であり、不当と認められる点もない。

審査請求人は、本件手続補正指令書2を受領していないと主張するとともに、本件手続補正指令書2の窃盗や盗難、配達証明書のねつ造の可能性もあるとして、郵便物の窃盗や盗難に関するインターネット記事を提出しているが、本件手続補正指令書2は令和2年1月21日に発送され、同月22日に審査請求人に配達されたことが認められ（手続補正指令書（令和元年12月23日付け（令和2年1月21日発送））、起案書目録照会詳細、書留郵便物受領書、郵便物等配達証明書）、審査請求人が提出するインターネット記事は本件手続補正指令書2に関するものでなく、上記郵便物等配達証明書で証明されている事実を覆すに足る証拠とは到底いえない。

審査請求人は、そのほかにも、るる主張するとともに、当審査会に対し、本件主張書面を提出して、上記郵便物等配達証明書は正確性に乏しい等主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

したがって、本件手続却下処分及び本件出願却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹